

令和5年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事録

令和5年10月5日
14:00～16:30
千葉労働局1階会議室

令和5度
千葉地方最低賃金審議会
第1回
千葉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

1 日時 令和5年10月5日(木) 14:00~16:30

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大竹委員、小野委員、下田委員

労働者側委員

外委員、野田委員、山本委員

使用者側委員

大森委員、君塚委員、高橋委員

4 議題

(1) 部会長及び同代理の選出について

(2) 特定最低賃金額の改正審議について

(3) その他

5 資料

資料 1-1 最低賃金審議会令

資料 1-2 千葉地方最低賃金審議会運営規程

資料 1-3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程

資料 2 特定最低賃金の改正決定について(諮問文・写)

資料 3 最低賃金に関する基礎調査報告書

資料 4 千葉県における最低賃金の推移

資料 5 特定最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移

資料 6 令和5年千葉県電気機械器具製造業の影響率

6 議事内容

(賃金室長補佐)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。事務局を担当しております、賃金室長補佐の坂本と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、お手元の資料とは別に令和5年度の専門部会委員の辞令等と、委員の名簿を席置きとさせていただきますのでご確認ください。

それでは、僭越ではございますが、私の方から50音順に委員の皆様をご紹介します。

まず、公益委員をご紹介します。大竹委員です。小野委員です。下田委員です。

次に、労働者側委員をご紹介します。外委員です。野田委員です。山本委員です。

最後に、使用者側委員をご紹介します。大森委員です。君塚委員です。高橋委員です。

以上で各委員のご紹介を終わります。

続きまして、当局の出席者を紹介します。佐保労働基準部長です。他に事務局として、矢次賃金室長と前田賃金指導官が出席しております。

それでは、ただ今から第1回千葉県電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、第1回目の専門部会の開催でございますので、会議の進行につきましては、部会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

まず、専門部会の成立につきまして、ご報告いたします。

本日は、労働者側の山本委員が所用により欠席されるとの連絡を受けております。従いまして、公益委員3名、労働側委員2名、使用者側委員3名、計8名の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

続きまして、特定最低賃金の略称使用についてご報告申し上げます。

本最低賃金の件名は、複雑かつ長い名称になっておりますが、8月3日に開催しました第1回特別小委員会において、略称使用についてご承認いただきましたので、専門部会におきましては略称を使用させていただき、諮問文・答申文・公示文については正式名称を使用することといたします。

それでは、本日は第1回目の専門部会でございますので、労働基準部長から挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

本日は、御多忙の折、本専門部会に御参会いただき、大変ありがとうございます。

8月に特定最低賃金の電気機械器具製造業関係と鉄鋼業について改正の必要性有りという答申をいただき、それに基づいて本日の専門部会を開催させていただいております。

また、明日の10月6日には、鉄鋼業の専門部会も開催予定となっております。委員の皆様には、是非とも活発な御議論にて、千葉県の電気機械器具製造業関係の特定最低賃金を決めていただければと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長補佐)

続きまして、本専門部会を代表する部会長と部会長代理を選出させていただきたいと思っております。

なお、部会長並びに部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなります。過日、開催しました公益委員会議におきまして、部会長に下田委員、部会長代理に大竹委員ということでお話がございましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

《異議なし。旨の声》

(賃金室長補佐)

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきまして、下田部会長よろしくお願いいたします。

(部会長)

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、本日の専門部会ですが、運営規程第6条但し書きにより「率直な意見の交換、若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」等に該当しますので非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議を行う部分は、議事録を作成し公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議題の特定最低賃金の改正審議に入りたいと思っておりますが、その前に、お手元に配付されております資料について、事務局から説明を受けたいと思

ます。

(賃金指導官)

まずは、配付しました資料のご確認をお願いいたします。

一つ目は、令和5年度千葉地方最低賃金審議会 第1回電気機械器具製造業最低賃金専門部会の会議次第と一緒にクリップで留めているものです。

会議次第、資料一覧の次に資料を用意しています。

内容は後ほど説明しますので、インデックスをご確認ください。

1-1から1-3、2から6を配付しております。

2つ目は、最低賃金に関する基礎調査報告書 電気機械器具製造業関係と題するものです。

3つ目は、緑色の表紙のもので1から5のインデックスがあることをご確認ください。

最後は、1,026円に改定しました千葉県最低賃金のリーフレットになります。

それでは、資料について説明申し上げます。

まずは、会議次第の束についてご説明します。

資料 1-1から1-3は、審議会や専門部会等の運営、審議にあたっての規程関係で、特に、この規程関係で申し上げたいのは、資料 1-1の最低賃金審議会令第6条第5項で「審議会はあらかじめその決議するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められております。本年7月6日に開催された第432回本審議会において、決議が、全会一致の場合には、審議会令第6条第5項を適用する。旨、決議されておりますので、全会一致となれば、専門部会の決議によって最低賃金の改定額が成立いたします。

資料 2は、8月23日に開催されました第435回本審議会において千葉労働局長から諮問がなされました、2業種に係る改正決定の諮問文の写しでございます。

資料 3は、別冊の最低賃金に関する基礎調査報告書をご覧ください。

こちらは、千葉県における低賃金労働者の賃金実態の把握を目的に実施した調査結果資料です。

左に金額、右隣の数字がその金額を適用される労働者の累計と割合を表示しており、現行では10月1日から千葉県最低賃金の1,026円が適用されているのですが、この1,026円を下回る労働者は最低賃金法違反となり、金額1,025円の右隣の444人が最低賃金の未満率10.6%となります。

仮に、最低賃金が1,050円に改正となった場合にその影響を受ける労働者数は1,049円の537人で影響率は12.8%となります。

資料 4 です。千葉県における最低賃金と特定最低賃金の推移でございます。

資料 5 は、A 及び旧 B ランクの電気製造業関係の最低賃金改定状況の推移でございます。

資料 6 は、先ほどの別冊の最低賃金に関する基礎調査報告書の金額と影響率などを抜粋して拡大したものです。

なお、電気機械器具製造業関係の改正申出書の協約最下限額は、1,096 円となっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

また、当専門部会の開催にあたり、最低賃金法 25 条 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を 8 月 23 日から 9 月 13 日まで行いましたが、意見書の提出がなかったことをご報告します。

私からは以上です。引き続き賃金室長から説明します。

(賃金室長)

初めに、連合の 2023 春季生活闘争回答速報です。

2 ページ目に電機連合に関する春闘結果が出ており、各単組とも 7,000 円の要求に対し、7,000 円の回答が出ております。

次に、日銀短観です。

1 ページ目の業況判断の電気機械をみると、2023 年 9 月調査の大企業の最近で - 2 ポイント、先行きで + 6 ポイント、中堅企業の最近で - 7 ポイント、先行きで - 9 ポイント、中小企業の最近で - 11 ポイント、先行きで - 10 ポイントとなっております。

次に、法人企業景気予測調査です。

3 ページの 1 企業の景況の表 1、企業の景況判断 BSI について、5 年 7 月から 9 月の製造業をみると、全規模で - 0.1 ポイント、大企業で + 6.2 ポイント、中堅企業で - 3.4 ポイント、中小企業で - 7.2 ポイントとなっており、製造業の上昇に寄与の大きい業種として情報通信機械器具製造業が示されています。

なお、先行きについては、大企業、中堅企業は上昇超で推移する見通しで、中小企業は 10 から 12 月期に上昇超に転じるものの、6 年 1 月から 3 月期に再び下降超に転じる見通しとなっております。

また、14 ページの 1 企業の景況判断 BSI の電気機械器具製造業の 7 から 9 月をみると全規模で + 1.9 ポイント、大企業で + 10.5 ポイント、中堅企業で + 11.1 ポイント、中小企業で - 20.7 ポイントとなっております。

次に、関東財務局管内事情となりますが、1 ページの 1 総論の 5 年 7 月の総括判断は、管内経済は、持ち直しているとの判断となっております。

なお、先行きでは、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが世界的な金融引締め等が続く中、海

外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

3ページの3各都県の総括判断をみると千葉県の5年7月判断は、一部に弱さがみられるものの、持ち直していると判断されています。

最後に、鉱工業生産指数などです。

1ページ目の概要として、8月の鉱工業生産は、石油・石炭製品工業等が上昇する一方で、自動車工業等が低下したことなどから、全体として前月比横ばい、基調判断は、一進一退に据え置きとされています。

2ページ目及び3ページ目の2023年8月の鉱工業生産指数を大きく動かした品目をみると、上昇方向に寄与した業種として1位及び2位に電気・情報通信機械工業及び電子部品・デバイス工業が入っています。

事務局からは以上です。

(部会長)

ただ今の、事務局からの資料の説明について、ご質問などはございますか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、具体的な金額審議に入っていただきますが、金額審議に入る前に、この場において労働者側から基本的な考え方をご説明いただき、続いて、使用者側から基本的な考え方についてご説明いただくこととして、その後、別室でご協議いただき、公益側が意見調整させていただくということでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

それでは、まず労働者側から基本的な考え方を述べていただきたいと思います。

(労働者側委員)

《資料配付》

お配りした資料は、千葉県の電気特定最賃の改定に向けてということでございます。

まず、上段に最低賃金とは、労働条件の向上を目的として労使交渉の補完・代替的な役割という機能を保有しているということです。

また、賃金の不当な切り下げや、製品の買い叩き等も防止する、事業の公正競争を確保するというサプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割を特定最低賃金は持ち備えていると考えております。

2段落目が、電機連合が首都において毎年企業内のミニマム基準という底上げを進めており、今年の2023年の闘争におきましても、産業別の最低賃金、18歳見合いですけれども、高卒初任給に準拠させていくということで、各労使で共有事項を踏まえた取組を進め、多くの加盟組織において月額173,500円以上とするという結果を得ることができました。

3段落目が、この春闘の成果を電気産業で働く全ての労働者の方に波及していきたいということで、千葉県もそうですが、全国の特定最低賃金で要求をさせていただいているものになります。

また、特定最賃は年齢18歳未満・65歳以上や軽易な業務は対象外として、産業の基幹的労働者に特化して取り組まれているもので、地域別最低賃金は年々大幅な引上げがされているのですが、このように年齢や業種を特定していることから、地域別最低賃金より特定最低賃金は相対的に高いという考え方を持っています。

4段落目は、電機産業が置かれている状況で、IoTやビッグデータ、人工知能など様々なものがありますが、このような状況に反映していく、電機産業を継続していくための優秀な人材を確保するという面からも、特定最低賃金というのが非常に重要であると考えております。

最後に、今年の春闘で私達が目指す水準として、電機連合が勝ち取った額、時間額で1,124円になっております。この水準に一気に引上げるとするのは無理だと思いますので、目標として、2年でこの水準に電機産業の特定最低賃金を引き上げていきたい、持ち上げていきたいという考えで、まずは現行から+55円の引き上げ、地域別最低賃金の目安額が41円ですので、目安額とかけ離れている金額ではありますが、今年の春闘の結果や、今後の産業の発展ということを踏まえ、非常に大きな金額を提示させていただくのですが、まずはこの考え方、金額をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、次に使用者側から基本的なお考えをお願いいたします。

(使用者側委員)

それでは、使用者側の考え方について説明いたします。

経営環境全般に対する認識と電気業界の動向等についての見解を申し上げます。

はじめに、経営の環境についてですが、コロナ禍の影響が薄れつつある中で全体として回復傾向が見られるということは間違いのないのであらうと思いますが、原材料・エネルギー価格の高騰、昨今の人手不足、人材確保のための賃上げなど、経営環境は極めて厳しい状況が続いているものと認識をしております。

こうした中での、先日の千葉県最低賃金ですが、昨年の31円を大幅に上回る42円の改定がなされまして、今月から施行されているわけですが、取り分け、中小企業等におきましては、昨年にも増して大変厳しい結果であり、この影響を注視していかなければならないと考えているところでございます。

電気機械器具製造業に対する現状認識ですが、昨今のAIや自動車業界でのEV等のいわゆる環境関連、脱炭素関連の需要等が活発になり、一方でスマホ向けの電子部品の需要等は伸び悩んでいるという声も聞いております。国内外の需要は分野ごとに依然として濃淡があるものと考えております。

また、外部要因としまして、中国景気の減速や、欧米の相次ぐ利上げによる景気の減速リスクも依然として懸念されるところであります。

また、依然として続いております為替の乱高下、現在は円安基調であります、為替の乱高下、それによる原材料価格の上昇もなかなか価格転嫁しきれない、このような状況でコスト削減効果が半減してしまうという課題があります。

全体として先行きに明るい兆しが見えてきたところではありますが、このような問題がなかなか払拭しきれていない、先ほども触れましたが、特に中小企業にとっては急激かつ大幅な最低賃金の改定というものは影響が大きいと考えております。

安定的で緩やかな賃金上昇というのを検討していく必要があると考えております。

先ほど、労働者側委員からも説明がありましたが、業界内の賃上げの状況、人材確保に向けた賃上げの必要性などについては、我々も意識しております。

このようなことも含めて検討を行い、改定額を提示していきたいと考えております。

具体的な提示額などにつきましては、別室での協議の後にお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

労使双方から、基本的な考え方をご説明していただきましたが、補足の説明な

どはございますか。

他の委員の方々はよろしいですか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、ただ今、労使双方から基本的な考え方をご説明していただき、お互いに確認をしていただきました。

これを踏まえ、別室にて協議をお願いいたします。

協議が整いましたら、お知らせいただきたいと思います。

それでは、事務局は委員の方々を別室までご案内してください。

《労使それぞれ別室にて協議》

《公労協議》

《公使協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

本日は、各側、公労及び公使で、ご協議いただき公益委員が調整を行いました。調整の結果についてご説明いたします。

まず、労働者側委員の主張は、電機連合の企業内最低賃金、時間あたりに換算した1,124円に2年かけて追いつくという考え方のもと、当初は、現行の1,013円に+55円の引上げという主張をいただきました。しかしながら、既に埼玉が結審されており、埼玉の金額を意識せざるを得ないということと過去の経緯を鑑みまして、埼玉の引上げ額+1円、+43円ということをご主張していただきました。

それに対して使用者側は、あくまでも急激な変化に対しては憂慮するという基本的なお考えを述べていただきました。

データに基づくということで連合の調査、春闘における企業内最低賃金の引上げ率というのを考慮されて、闘争前の水準から回答額への引上げ額が3.8%という数字を提示にいただき、3.8%を昨年度の最低賃金に乗じると+38円、額にして1,051円というご提案をいただきました。

ただし、先ほどの労働者側委員の説明でも触れましたように、すでに隣県の埼玉県の電気関係製造業が42円で結審されているということであれば、38円に+

4円で、過去数年間、額・引上げ率とも埼玉県と足並みを揃えてきたので、今年も足並みを揃えるという意味で+42円というご意見をいただきました。

これを受けまして、再度労働者側に+42円という額を提示いたしましたところ、使用者側同様に埼玉県との関係も含め+42円でよろしいということでした。

つまり、双方のご意見が一致したということになります。

それでは、確認致します。

時間額は1,055円、現行額から+42円。発行日は令和5年12月25日ということによろしいでしょうか。

《異議なし。旨の声》

(部会長)

ありがとうございました。

双方の委員の皆様のご理解、ご協力をいただきまして、全会一致で結審することができました。

厚く御礼申し上げます。

それでは、早速、本日の結審の状況を千葉地方最低賃金審議会会長に報告するとともに、あらかじめ、ご承認いただいております最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、千葉労働局長に答申をいたしたいと存じます。

それでは、事務局は、専門部会報告(案)を用意してください。委員の皆様には、事務局の用意ができるまで少々お待ちください。

《専門部会報告書(案)を配付》

(部会長)

ただ今、お配りいたしました報告書(案)の内容について、お諮りいたします。

確認のため、事務局より朗読をお願いします。

(賃金指導官)

令和5年10月5日

千葉地方最低賃金審議会 会長 大澤克之助 殿

千葉地方最低賃金審議会 千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 下田健人

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月23日千葉地方最低賃金審議会において付託され

た千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員及び審議経過の概要は別添 1 及び 2 のとおりである。

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域 千葉県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18 歳未満又は 65 歳以上の者

（2）雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

（4）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務

ロ 塗油、検品の業務

ハ 手作業による袋詰め、包装の業務

ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 1,055 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 令和 5 年 12 月 25 日

（部会長）

ただ今の専門部会報告書（案）について、ご承認をいただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

ありがとうございました。

報告書(案)について、ご承認をいただきましたので、本案のとおり会長に報告いたします。

続きまして、事務局は答申文(案)を用意してください。

《答申文(案)を配付》

(部会長)

ただ今、お配りいたしました答申文(案)の内容について、お諮りいたします。確認のため、事務局より朗読をお願いします。

(賃金指導官)

令和5年10月5日

千葉労働局長 岩野 剛 殿

千葉地方最低賃金審議会 会長 大澤 克之助

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年8月23日付け千労発基 0823 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域 千葉県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(4) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務

ロ 塗油、検品の業務

ハ 手作業による袋詰め、包装の業務

ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,055円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 令和5年12月25日

(部会長)

それでは、ただ今のとおり、局長に答申することについて、ご承認いただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、答申文(案)について、ご承認をいただきましたので、早速、答申いたします。

《部会長から労働基準部長に答申文を手交》

(労働基準部長)

ただ今、答申をいただきました。

本日は、本当に真摯な御議論をいただき、公労使の全会一致でのご答申をいただき、本当にありがとうございました。

答申に基づき、今後、異議申立の公示をさせていただいた後、改正額が決まりましたら、労働局としては履行確保や周知・広報に全力を挙げていきたいと考えております。

引き続き、ご協力の方もよろしく願いいたします。

(部会長)

それでは、事務局は今後の日程について、説明してください。

(賃金室長)

ただ今、答申をいただきましたので、最低賃金法第 15 条に基づき、答申要旨を本日公示し、異議申出の受付を行います。

この締め切りは、公示日の翌日から 15 日を経過する日とされ、10 月 23 日、月曜日まで異議申出を受けることになります。

なお、異議があった場合は、異議申出に係る本審議を 11 月 9 日木曜日に開催することとなります。

事務局からの説明は以上です。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは閉会となりますが、本日は 2 時間超える議論いただきまして、労働者側、使用者側の協力をいただきまして、無事に全員一致で結審することができました。

皆さん方のおかげです。本当にありがとうございました。

これを持ちまして審議を終えることとなりますが、何かご発言などございますか。

《労働者側委員・使用者側委員：ありません。旨の声》

(部会長)

よろしいですか。

公益委員はよろしいですか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、特に無いようですので、これをもちまして閉会としたいと思います。本日はありがとうございました。